

## ○一関工業高等専門学校教員会議規則

(平成17年7月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校運営組織規則（平成17年7月14日全部改正）第28条第2項の規定に基づき、一関工業高等専門学校教員会議（以下「教員会議」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 教員会議は、本校の運営に関する諸事項についての連絡調整及び意見交換を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 教員会議は、本校の専任教員及び事務部長をもって構成する。

- 2 校長は、この会議に総務課長及び学生課長を出席させる。
- 3 校長は、必要に応じて職員を出席させることができる。

(議長)

第4条 校長が、教員会議を招集し、副校長（教務担当）が、その議長となる。

- 2 教員会議は、原則として月1回開催するものとする。ただし、必要がある場合には、臨時に開催することができる。

(事務)

第5条 教員会議の事務は、総務課が行う。

附 則

この規則は、平成17年7月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月19日から施行し、平成25年4月1日から適用する。